

(案)

## 第 4 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

(伊豆諸島森林計画区)

計画期間 自 平成 2 4 年 4 月 1 日  
至 平成 2 9 年 3 月 3 1 日

関 東 森 林 管 理 局



## はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を推進しており、具体的には、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、事業の民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度や地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政を健全化し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところである。このような中で、平成21年12月に今後10年間を目途に、路網の整備、森林施業の集約化等を軸として、効率的な林業経営の基盤づくりや木材の安定供給に必要な体制を構築し、森林・林業を早急に再生していくための指針として「森林・林業再生プラン」が作成された。

また、平成22年11月には同プランの実現に向けた具体的な方策として「森林・林業の再生に向けた改革の姿」が公表され、国有林に対しては、森林共同施業団地の推進、担い手となる林業事業体の育成、国有林野のフィールドを活用した人材の育成、原木の安定供給体制づくりなどによる森林・林業再生への貢献が求められており、10年後の木材自給率50%以上を目指す姿として掲げられているところである。

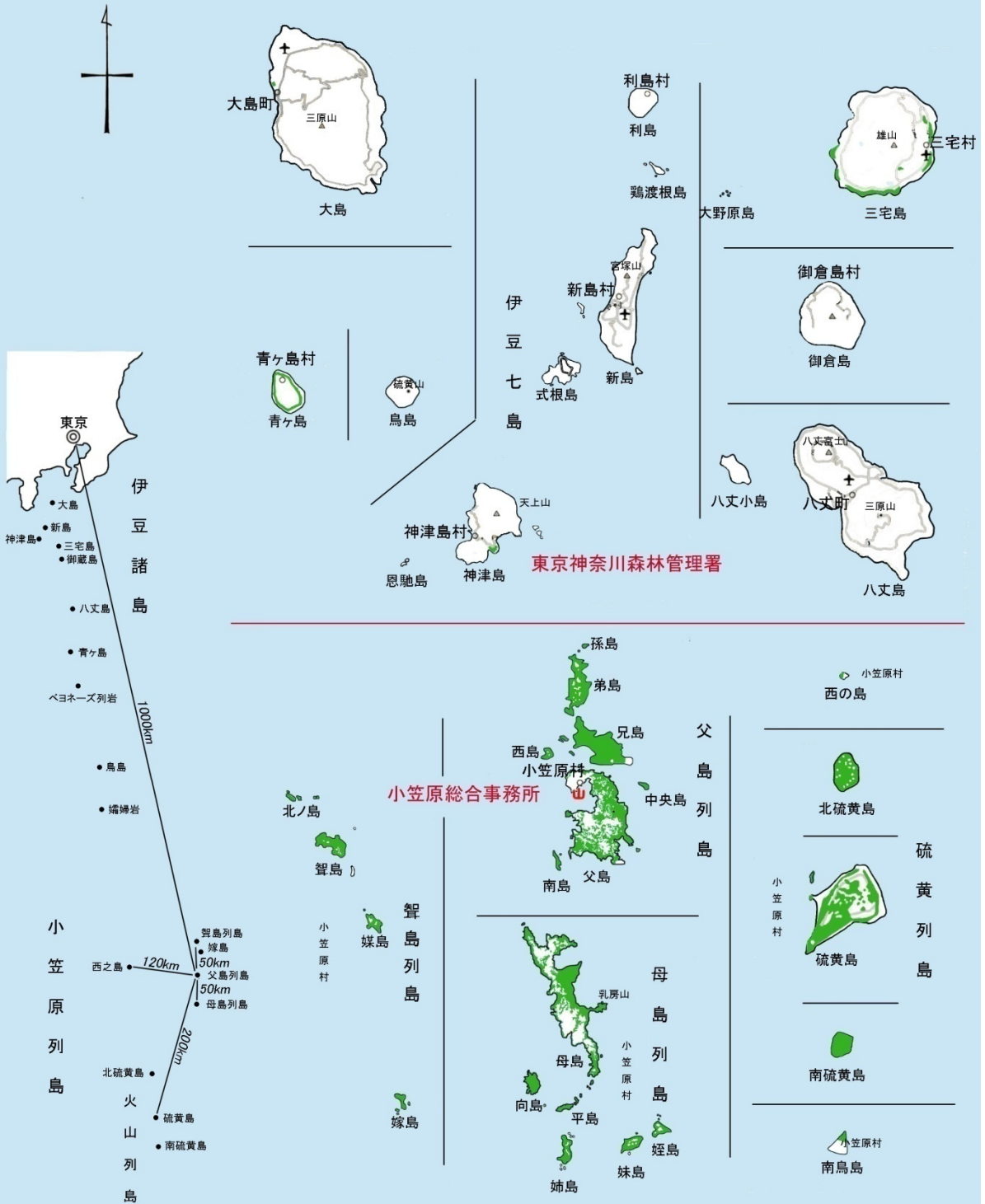
さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災により、東北地方を中心に人命や財産、社会資本に未曾有の被害がもたらされたことから、本格的な復興に向けて、森林・林業の再生を通じた川上から川下までの効率的な生産基盤の整備、再生可能なエネルギー資源である木質バイオマス資源の活用など、森林資源を活かした環境負荷の少ない新しいまちづくりに寄与していく必要がある。

本計画は、こうした森林・林業の目指す方向と社会的要請に応えるべく、国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、関東森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の伊豆諸島森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、伊豆諸島森林計画区における国有林野の管理経営は、この計画に基づき、関係行政機関との連携を図りつつ、地域住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。



# 伊豆諸島森林計画区の国有林位置図





## 目 次

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1 国有林野の管理経営の基本方針	1
（1）計画区の概況	1
（2）国有林野の管理経営の現況・評価	1
ア 計画区内の国有林野の現況	1
イ 主要施策に関する評価	5
① 伐採量	5
② 更新量	5
③ 保護林	5
④ レクリエーションの森	6
（3）今後の管理経営の考え方（持続可能な森林経営の実施方向）	6
ア 生物多様性の保全	7
イ 森林生態系の健全性と活力の維持	7
ウ 土壌及び水資源の保全と維持等	7
エ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	7
オ 社会の要望を満たす長期的・多面的な 社会・経済的便益の維持及び増進	8
カ 森林の保全と持続可能な経営のための 法的、制度的及び経済的枠組	8
（4）政策課題への対応	9
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	10
（1）機能類型毎の管理経営の方向	10
ア 森林と人との共生林における管理経営に関する事項	12
① 自然維持タイプ	12
② 森林空間利用タイプ	12
（2）地域ごとの機能類型の方向	13
ア 伊豆諸島地域	13
イ 小笠原諸島地域	13
3 流域管理システムの推進に必要な事項	14
（1）流域ニーズの的確な把握	14
（2）国有林野の情報、技術及びフィールドの提供	14
（3）民有林・国有林一体となった取組	14
（4）下流域との連携	14
4 主要事業の実施に関する事項	15
（1）伐採総量	15
（2）更新総量	15
（3）保育総量	15
（4）林道等の開設及び改良の総量	15
（5）その他必要な事項	15

II	国有林野の維持及び保存に関する事項	16
1	巡視に関する事項	16
	(1) 山火事防止等の森林保全管理	16
	(2) 境界の保全管理	16
	(3) 入林マナーの啓発・普及	16
2	森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項	16
3	特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項	17
	(1) 保護林	17
	ア 森林生態系保護地域	17
	(2) 緑の回廊	20
4	その他必要な事項	20
III	林産物の供給に関する事項	21
1	流域内から産出される林産物の需要に関する事項	21
2	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	21
3	その他必要な事項	21
IV	国有林野の活用に関する事項	22
1	国有林野の活用の推進方針	22
2	国有林野の活用の具体的手法	22
3	その他必要な事項	22
V	国民参加による森林の整備に関する事項	23
1	国民参加の森林に関する事項	23
2	分収林に関する事項	23
3	その他必要な事項	23
	(1) 森林環境教育の推進	23
	(2) 森林の整備・保全等への国民参加	23
VI	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	25
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	25
	(1) 林業技術の開発	25
	(2) 林業技術の指導・普及	25
2	地域の振興に関する事項	25



# I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

## 1 国有林野の管理経営の基本方針

### (1) 計画区の概況

本計画の対象は、東京都の南方120～350kmまでの太平洋上に点在する伊豆諸島及び東京都の南南東約1,000kmの太平洋上に南北400km以上に亘って散在する小笠原諸島である。当計画区<sup>\*</sup>内の国有林野面積は6,953haであり、森林面積の27%を占めている。

伊豆諸島の国有林野は、神津島村、三宅村、八丈島及び青ヶ島村に所在し、青ヶ島を除き、富士箱根伊豆国立公園に指定されている。また、三宅島の大部分は海岸線に位置し、潮害防備保安林<sup>\*</sup>に指定されているなど、島民の生活を塩害等から守るうえで重要な役割を担っている。

小笠原諸島の国有林野は、小笠原諸島の大部分の島に所在している。小笠原諸島は、独自の進化を遂げた小笠原固有の動植物が生息・生育しており、これを保護するため平成19年4月に森林生態系保護地域に設定している。また、豊かな自然環境と景観を有することから、小笠原国立公園に指定されており、特に貴重な自然環境を保全するため、南硫黄島全域が原生自然環境保全地域に指定されている。このような中で、特異な生態系が評価され、平成23年6月には世界自然遺産に登録されたところである。

林況<sup>\*</sup>は、三宅島に造成している海岸防災林の一部を除き、リュウキュウマツ等が混生する広葉樹主体の天然林である。

### (2) 国有林野の管理経営の現況・評価

#### ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況(平成23年3月31日時点)は、育成単層林が2ha、天然生林が3,675haとなっている。

(図-1-1、図-1-2参照)

主な樹種別の材積をみると、針葉樹ではリュウキュウマツ・その他針葉樹6千<sup>m</sup><sup>3</sup>、広葉樹ではその他広葉樹206千<sup>m</sup><sup>3</sup>、その他外来広葉樹28千<sup>m</sup><sup>3</sup>となっている。(図-2参照)

三宅島の海岸防災林は、平成12年の噴火により甚大な被害を受けたことから、島への立ち入りが可能となった現在、その復旧に取り組んでいる。当計画区の人工林は本海岸防災林である。(図-3)

<sup>\*</sup>【伊豆諸島森林計画区】

全国では158の森林計画区があり、東京都では、伊豆諸島、多摩の2森林計画区に区画されています。

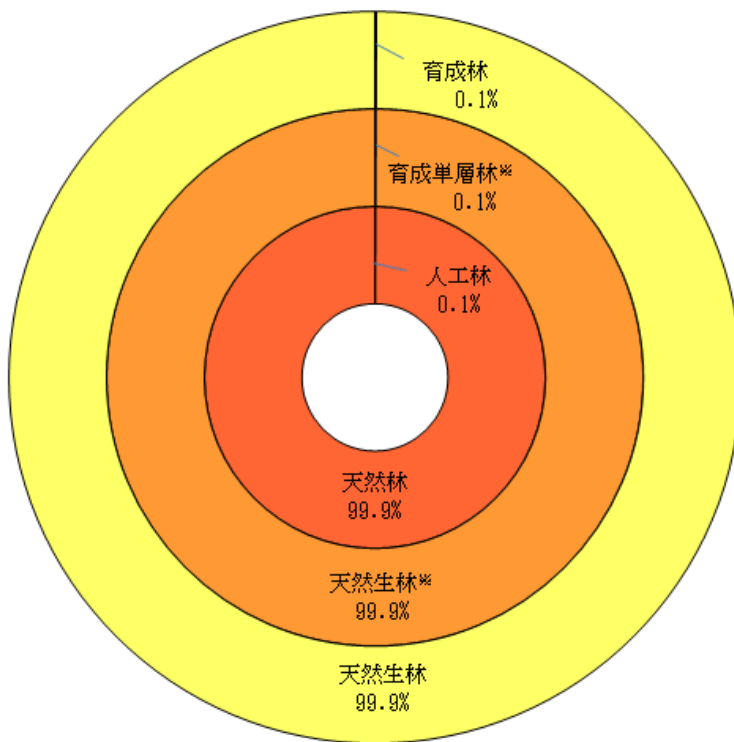
<sup>\*</sup>【保安林制度】

保安林制度は、森林の有する水源の涵養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

<sup>\*</sup>【林況】

樹種、樹高、下層植生(森林の下層に生育している低木や草本類)の状況など、現在の森林の様子。

図-1-1 人工林、天然林及び林種の区分（面積比）



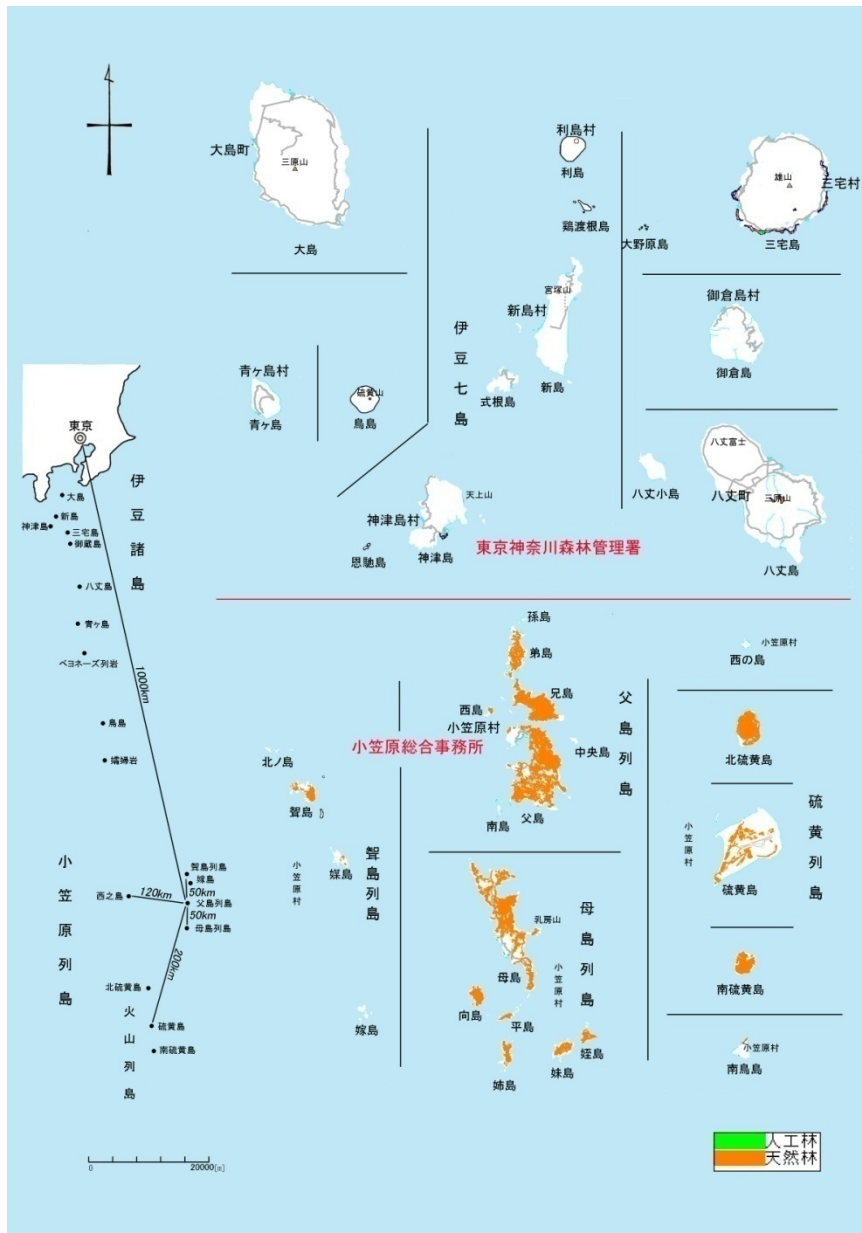
※【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われている森林。

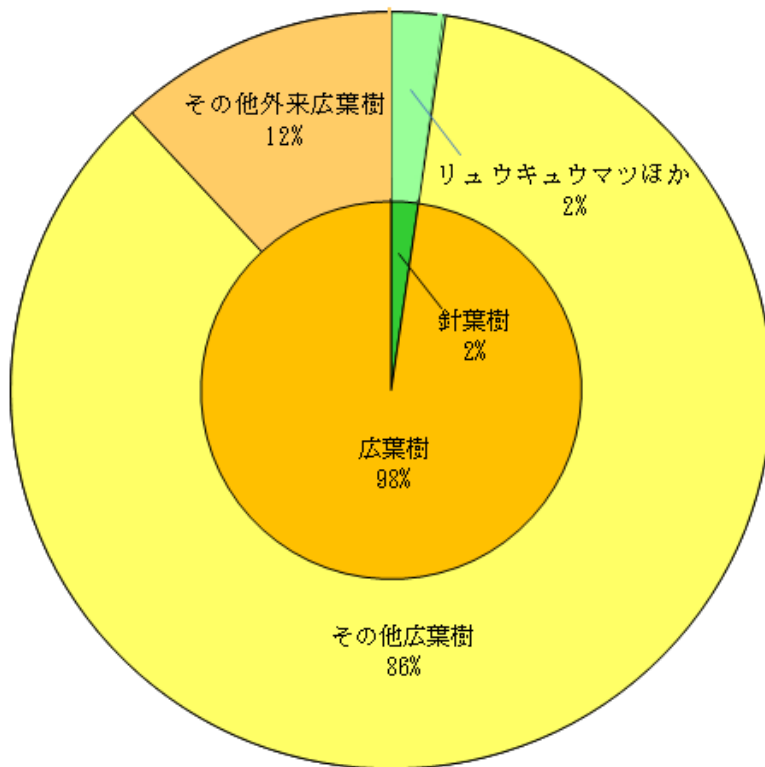
※【天然生林】

主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。

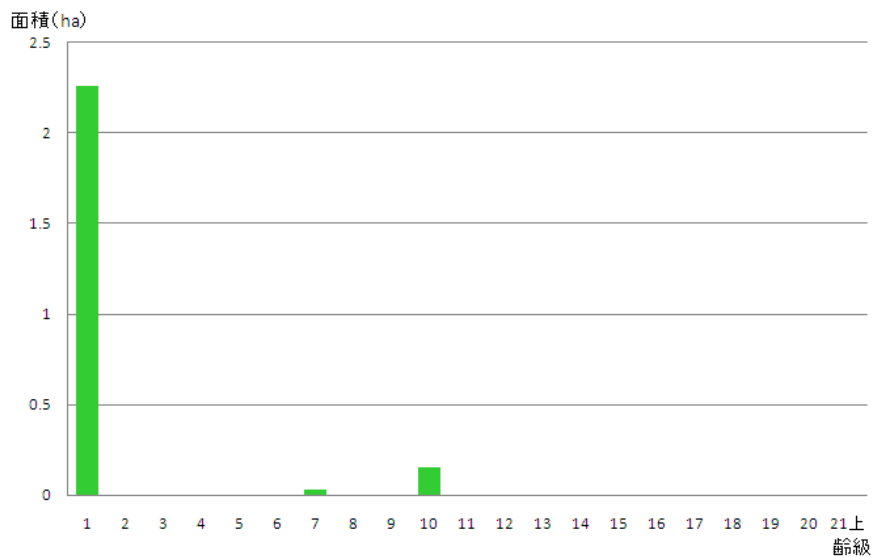
図-1-2 人工林、天然林の分布状況



図－2 主な樹種構成（材積比）



図－3 人工林の齢級<sup>※</sup>構成



※【齢級】

林齢（樹木の年齢）を5年の幅にくくったもの。

1 齢級は、1～5 年生、

2 齢級は、6～10 年生、

10 齢級は、46～50 年生など

となります。

## イ 主要施策に関する評価

前計画の平成19年度～平成23年度における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。  
(平成23年度は実行予定を計上した。)

### ① 伐採量

主伐<sup>※</sup>は、小笠原諸島の地域固有の生態系の保全・修復を図るため、アカギ・モクマオウ等の外来種<sup>※</sup>駆除を計画したが、生態系へ急激な変化を与えないよう配慮しつつ、効果的に固有種の修復を進めるため、外来種の侵入度合が少ない地域を優先して実行したため、計画より低位に止まった。

(単位 材積：m<sup>3</sup>)

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐 採 量	6,214	—	3,709	—

### ② 更新量<sup>※</sup>

小笠原諸島の外来種駆除に伴う天然更新を計画したが、外来種の侵入度合が少ない地域を優先したため、面的に広がりを持った駆除となり、計画を上回った。

また、三宅島雄山の噴火に伴う立ち入り制限が解除されたことから海岸防災林の復旧のための植栽工（人工造林）を実行した。

(単位 面積：ha)

	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新 量	—	133	2	183

### ③ 保護林<sup>※</sup>

当計画区に設定している「小笠原諸島森林生態系保護地域」について、効果的に固有生態系の保全・修復を図るため外来植物や固有植物の分布及び固有の動物の動態調査等のモニタリング<sup>※</sup>を実施した。

その結果を基に、小笠原諸島森林生態系保全管理委員会等をはじめとする各種検討委員会において学識経験

#### ※【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内（人工林は40%以内）で繰り返し抜き切りする択伐、複層林造成のため行う複層伐などがあります。

#### ※【外来種】

直接、間接を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動した種、亜種、それ以下の分類群のことをいいます。

#### ※【更新】

主伐に伴って生じるものであり、植栽による人工造林、天然力を活用して種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

#### ※【保護林】

P17以降具体的に説明

#### ※【モニタリング】

あるものの実態・状態を継続的に観測・観察することです。

者等の意見を聴いて、固有種の保全措置や外来種駆除等の固有生態系修復事業に反映して事業を実行した。

(単位 面積：ha)

保護林の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
森林生態系保護地域	1	5,580	1	5,580
計	1	5,580	1	5,580

#### ④ レクリエーションの森<sup>\*</sup>

レクリエーションの森は、三宅島西部の海岸線付近に三宅島森林スポーツ林を設定しており、海岸線の溶岩が形成する断崖絶壁や波の浸食により形成された奇岩と一体となって海洋景観を提供している。

当該箇所は、平成12年の噴火により甚大な被害を受けたが、将来的には三宅村によるキャンプ場等の施設整備の計画があり、近隣の海水浴場と併せて今後の利用が期待される。

(単位 面積：ha)

種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
森林スポーツ林	1	18	1	18
計	1	18	1	18

### (3) 今後の管理経営の考え方(持続可能な森林経営の実施方向)

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分<sup>\*</sup>に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス<sup>\*</sup>に属しており、この中で国全体として客観的に評価するため7基準(54指標)が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針を整理すると次のとおりである。

<sup>\*</sup>【レクリエーションの森】

優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供します。

<sup>\*</sup>【機能類型区分】

P10以降、具体的に説明

<sup>\*</sup>【モントリオール・プロセス】

欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

## ア 生物多様性の保全<sup>※</sup>

(取組内容)

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、森林生態系の衰退の原因となる外来種の駆除を推進し、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、駆除を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、野生生物の生息地や溪流環境の保全・復元など生物多様性を維持・向上させるための取組を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 外来種対策の実施
- ・ 小笠原諸島森林生態系保護地域における利用ルールの徹底

## イ 森林生態系<sup>※</sup>の健全性と活力の維持

(取組内容)

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 山火事を防止するための巡視
- ・ 三宅島の噴火により被害を受けた海岸防災林の復旧

## ウ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養<sup>※</sup>のため、山地災害により被害を受けた森林の整備・復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小、尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐採跡地等の的確な更新
- ・ 災害時における迅速な復旧対策の実施

## エ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積の維持・向上を図る。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 保安林の適切な保全・管理

※【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性（生態系多様性）を含むものである」と記されています。

※【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質的エネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

※【水源涵養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させる機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げる洪水調節機能と、増水時の流量を平常の状態に近付けさせる増水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

## オ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林と人とのふれあいの確保のためのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ レクリエーションの森の提供と利用促進
- ・ 「モデルプロジェクトの森」等国民参加の森林づくりの推進

## カ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

ア～オに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、森林調査等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」<sup>\*</sup>の設置や計画策定に当たって地域住民等から意見聴取
- ・ 関東森林管理局のHP<sup>\*</sup>等の充実による情報発信
- ・ 保護林のモニタリングや森林調査の着実な実施

<sup>\*</sup>【国有林モニター】

国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度です。モニターは公募により選定。

<sup>\*</sup>【ホームページアドレス】

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>



#### (4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等、地域から求められている国有林野への期待に応じていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視点	主な取り組み目標
共生	<b>【生活環境保全】</b> 三宅島の噴火により被害を受けた海岸林の復旧(17ha)を計画。 <b>【ふれあい】</b> ・ 学校等と連携した森林環境教育の推進。 <b>【貴重な森林の保全・整備】</b> ・ 小笠原諸島の固有の生態系に影響を与える外来種の駆除を 148ha 計画。 ・ アカガシラカラスバト等小笠原の固有種の保護
地球温暖化防止	天然生林 <sup>※</sup> 6,949ha のうち 24%に当たる 1,688ha を保安林として保全。

※【本項に係る天然生林面積】  
左記の天然生林面積は、P2で説明した天然生林面積に加え、岩石地や草生地など、林地として集計しない区分の土地を含めたものとしています。

## 2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

### (1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源の涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進する。

このため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を豊かな生態系の維持・保存や保健・文化・教育的な利用を重視する「森林と人との共生林」に区分し、次のような管理経営を行なうこととする。なお、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係については、表－1のとおりである。

また、小笠原諸島森林生態系保護地域における外来種対策を実施する場合は、関東森林管理局に設置している「小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理委員会」に諮るとともに、専門家の立場からの意見を聴いて対応するものとする。

表－1 機能類型と公益的機能別施業森林の関係について

単位：h a

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林	当計画区の該当する森林の面積
水土保全林	国土保全タイプ 土砂流出・崩壊防備	・山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林	—
	国土保全タイプ 気象害防備	・山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 ・快適環境形成機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林(立地条件(海岸)により除外する場合もある。)	—
	国土保全タイプ 生活環境保全	・快適環境形成機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林(立地条件(都市部)により除外する場合もある。)	—
	水源かん養タイプ	・水源涵養機能維持増進森林	—
森林と人との共生林	自然維持タイプ	・保健文化機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林 ・山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林(立地条件により区分する場合もある。)	5,585
	森林空間利用タイプ	・保健文化機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林 ・山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林(立地条件により区分する場合もある。)	316
資源の循環利用林		・水源涵養機能維持増進森林(分収林については、契約に基づく取扱いを行う。)	—
合 計			5,901

(注) 機能類型区分設定外の面積(1,052ha)は含まない。

## ア 森林と人との共生林における管理経営に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれ重視すべき機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理に努めるほか、景観、風致等に優れた森林の維持・造成に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

森林と人との共生林については、次のとおり自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

なお、前計画では森林と人との共生林 5,901ha（自然維持タイプ 5,585ha、森林空間利用タイプ 316ha）で、本計画でも下表のとおり、同じ数値であるが、実際は、都道敷として東京都へ売払いを行ったこと等により減少しており、単位以下を四捨五入したため同数となっている。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

### ① 自然維持タイプ

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生息・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。また、現状の登山道・歩道については、周辺の植生に影響を及ぼさないよう維持・管理及び適切な利用を促進する。

### ② 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

森林と人との共生林

(単位:ha)

区分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち、保護林		うち、レクリエーションの森	
面積	5,585	5,580	316	18	5,901

**(2) 地域ごとの機能類型の方向**

当計画区は、伊豆諸島地域、小笠原諸島地域の2地域に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

**ア 伊豆諸島地域（300林班～304林班）**

当地域の国有林野は、一部を除き富士箱根伊豆国立公園に指定されている。また、三宅島では、一部の森林をレクリエーションの森に設定していることから、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、生活環境の保全や景観の維持に配慮し、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、八丈島に所在する国有林野は、普通財産であるため、機能類型区分はしていないものの国土保全等に配慮した管理経営を行うこととする。

**イ 小笠原諸島地域（1林班～40林班）**

当地域の国有林野は、小笠原村諸島の6割を占めており、そのほとんどが小笠原国立公園に指定されている。

過去に一度も大陸と陸続きになったことがない海洋島で独自の進化を遂げた動植物が生息・生育しており、特異な森林生態系が評価され平成23年度に世界自然遺産に登録されたところである。また、硫黄島及び南鳥島を除く国有林野を森林生態系保護地域に設定している。

以上のことから、森林と人との共生林(自然維持タイプ)に区分し、自然環境の維持・向上を重視した管理経営を行うこととする。

なお、硫黄島及び南鳥島の国有林野については、航空基地施設用地及び通信施設用地として提供しており、機能類型区分をせず関係機関と調整を図りながら適切に管理経営を行うこととする。

### 3 流域管理システムの推進に必要な事項

#### (1) 流域ニーズの的確な把握

当流域は、伊豆諸島と小笠原諸島からなっている。伊豆諸島は、富士火山帯に属する火山性の列島であり、多くのが富士箱根伊豆国立公園に指定されている。

小笠原諸島は、大小30あまりの島々からなる海洋島であり、固有の生態系が評価され、平成23年6月に日本で4番目の世界自然遺産に登録されたところである。

このような中で、国有林の管理経営に当たっては、ニーズの的確な把握、関係機関と連携した外来種対策、地元住民へのフィールドの提供等に取り組むこととする。

#### (2) 国有林野の情報、技術及びフィールドの提供等

都、町村等と連携して、流域における課題や要請を的確に把握し、流域の特色ある事業運営の推進に取り組むこととする。

#### (3) 民有林・国有林一体となった取組

国有林野の管理経営や技術については、国有林の現地を通じて国民にわかりやすく提示するとともに、住民説明会の開催や森林管理署等のホームページに掲載し情報提供する。

#### (4) 下流域との連携

小笠原諸島の固有の森林生態系を維持・復元を図るため、関係機関等と連携して今後とも外来種対策を進めることとする。

また、協定に基づき、地元住民が小笠原諸島で外来種対策を行う活動を今後も支援していくこととする。

#### 4 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新等の計画量は次のとおりである。  
事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的に事業を実施するよう努めることとする。

なお、小笠原諸島における各種事業の実施に当たっては、小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理委員会等の意見を聴いて、固有生態系への影響に配慮し実施することとする。

##### (1) 伐採総量\*

(単位：m<sup>3</sup>)

区分	主伐	間伐	計
計	2,459	—	3,959 《1,500》

注) 1 計欄の《 》は、臨時伐採量\*で内書き  
2 計は、主伐、間伐及び臨時伐採量の合計

##### (2) 更新総量

区分	人工造林	天然更新	計
計	17	122	139

##### (3) 保育総量

(単位：ha)

区分	下刈	つる切	除伐
計	48	3	1

##### (4) 林道等の開設及び改良の総量

該当なし

##### (5) その他必要な事項

特になし

##### \*【伐採総量】

国有林の地域別森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、前半5年分について計上します。

##### \*【臨時伐採量】

国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

## II 国有林野の維持及び保存に関する事項

### 1 巡視に関する事項

#### (1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区の国有林野には、年間を通じて入り込み者があることから、山火事や廃棄物等の不法投棄の早期発見や未然防止が必要である。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理すべく、国有林野保護監視員、町村、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林保全巡視を強化し、山火事の防止、廃棄物等の不法投棄の防止、貴重な動植物の保護等、森林の保全管理に努めることとする。

#### (2) 境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、噴火に伴う溶岩の堆積により境界標識が埋没した箇所や境界標識が未整備な箇所があるとともに、国有林野と民有地が複雑に入り組んでいることから、今後とも境界標識の整備を進め、境界の保全管理を適切に実施することとする。

#### (3) 入林マナーの普及・啓発

国有林への入林者は、増加傾向にあり、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が危惧されていることから、地元自治体、観光協会、ボランティア団体等と連携を図り、ゴミの持ち帰りなど入林する場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

また、小笠原諸島森林生態系保護地域内においては、利用による固有の生態系へのインパクトの軽減を図るための措置として利用のルールを設けており、パンフレット等により周知を図ることとする。

### 2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項

森林病虫害の被害に対しては、早期発見と適切な防除に努めることとする。

特に、伊豆諸島においては、カシノナガキクイムシの被害が確認されたことから、民有林行政と連携し、的確な防除対策を推進することとする。



### 3 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項

#### (1) 保護林

保護林は、動植物の生息又は生育状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区では、1箇所、5,580haを保護林に設定している。

保護林については、評価基準を設けて統一した調査項目を設定し、モニタリング調査を実施しているところである。今後は、調査結果の蓄積及び分析を行い、必ずしも自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え、保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うものとする。

保護林の取り扱いについては、前述の森林と人との共生林の自然維持タイプによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為はこれにかかわらず行うことができるものとする。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所については、標識の設置、歩道の整備等に努め、立入を可能とする区域においては、学習の場等として国民が利用できるよう努める。

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
森林生態系保護地域	1	5,580

#### ア 森林生態系保護地域

当計画区では、島嶼生態系として特異な森林生態系を保護することにより、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林管理等に資するため、小笠原諸島森林生態系保護地域を設定している。当該保護林の森林の取扱いについては、「小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画」に基づくこととしており、具体的には次のとおりである。

## ◇小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画 ～抜粋～

### 2 保全管理に関する基本的事項

小笠原諸島森林生態系保護地域は、国有林野の保全管理に当たり、小笠原諸島の島嶼における特異な森林生態系を後世に残すことを目的に設定された。これら指定地域は、保全・修復に必要な行為のほかは、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねる「保存地区（コアゾーン）」と、保存地区の緩衝帯としての役割を果たす「保全利用地区（バッファゾーン）」に区分されている。設定面積は、保存地区が5,319ha、保全利用地区が261haとなっている。

#### (1) 保存地区（コアゾーン）

本来の森林生態系の維持・回復と適正な保全を図るため、典型的な生物群集と固有・希少種の分布域を含む森林生態系の確保に必要なまとまりと広がり を考慮し、

- ・小笠原母島東岸森林生態系保護地域を含む既設の保護林
- ・父島、母島を除く島、属島（無人島ゆえに人為の影響に晒されていない地域）
- ・小笠原特有の生態系の核心地域（陸産貝類、重要植物群落）
- ・外来種の駆除等により原始的な森林生態系の回復を優先させるべき地域について設定した。

#### ① 森林管理

保存地区の森林管理に当たっては、科学的根拠に基づき、固有の生物多様性と森林生態系を保全・修復するために必要と認められる行為を実施するほか、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

ただし、次に掲げる行為については行うことができるものとする。

ア モニタリング、生物遺伝資源の利用に係る行為等、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為

イ その他の行為

(ア) 非常災害のため応急措置として行う次の行為

山火事の消火、大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置

(イ) 標識類の設置等

(ウ) 既設歩道等の維持修繕

(エ) 地域振興上必要で、かつその生育に支障がなく生態系に悪影響を及ぼさない範囲内でのオガサワラビロウ及びタコノキの葉の採取

(オ) その他法令等の規定に基づき行う行為

#### ② 森林利用

保存地区の利用については、原則として、既設の歩道等を利用することとし、必要に応じ、森林生態系の保全について一定の見識を備えた者（例えば自然ガイド等）の同行の実施や利用の制限等を行うものとする。

#### (2) 保全利用地区（バッファゾーン）

保存地区の森林生態系に外部の環境変化の影響が及ばないよう緩衝の役割を果たさせるため、人の生活に関わる地域「農業地域」「集落地域」との隣接地域や、利用の状況及び公園計画における管理の状況を考慮し、

- ・現在利用されている場所、または今後利用が必要と判断される場所
- ・「農業地域」「集落地域」に隣接する森林をおおむね50m以上の幅で設定した。

#### ① 森林管理

保全利用地区の森林管理に当たっては、保存地区の緩衝帯としての役割を果たすよう、原則として保存地区と同質の森林生態系の保全・再生を目指すこととし、保存地区に準じた取扱いを行うものとする。

ただし、次に掲げる行為については、行うことができるものとする。

ア 保存地区と同様の管理行為

イ 森林での環境教育等のために、必要と認められる行為

ウ その他の行為

(ア) 国土保全のため必要な治山工事及びその付帯工事

(イ) 被害木及び支障木の伐採・除去

#### ② 森林利用

ア 保存地区と同様の利用行為ができるものとする。

イ 自然条件等に応じて森林の教育的利用、森林レクリエーションの場等として、保存地区に影響が及ばない範囲で利用することとする。

このため、必要な道路、建物等の施設は、原則として、保全利用地区の機能に支障をきたさない範囲で設置することができるものとする。

#### (3) その他の地域

森林生態系保護地域に外接する森林においては、森林生態系のまとまりと広がり配慮し、在来の野生生物種をはじめとする自然性の保全に極力努めるものとする。

#### (4) 各島ごとの保全管理の考え方と重点事項・・・省略

### 4 推進体制等

#### (1) 保全管理委員会

小笠原諸島森林生態系保護地域の区域の見直し、小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画の運用、見直しについては、関東森林管理局内に設置された「小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理委員会」において検討を行う。

#### (2) モニタリング調査・巡視等

森林生態系保護のため、関係機関等と連携し必要なモニタリング調査を計画的に実施するものとする。モニタリングの計画及び結果は保全管理委員会において検討し、適切な保全管理が図られるよう努めることとする。

また、引き続き政令指定されている希少な鳥類及び植物を対象とした巡視、アカガシラカラスバトの生態把握調査等を、関係機関等と連携を図りつつ実施する。

## (2) 緑の回廊

該当なし

### 4 その他必要な事項

希少種の保護や外来種の侵入防止の取組については、関係機関、地元住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら行うこととする。

特に、世界自然遺産に登録された小笠原諸島の自然環境の保全・管理を適正かつ円滑に実施するために、関係者との緊密な連携・協力を行い、今後とも小笠原諸島の保全・管理に取り組むこととする。

### Ⅲ 林産物の供給に関する事項

#### 1 流域内から産出される林産物の需要に関する事項

特になし

#### 2 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

特になし

#### 3 その他必要な事項

小笠原諸島においては、公園施設等公共施設の屋根葺用としてのオガサワラビロウの葉、地元工芸品用としてタコノキの葉及び硫黄島での採石用原石の需要があり、これらを継続的に供給することにより地域振興に資することとする。

また、アカギ及びモクマオウ等の外来種については、その活用についても検討することとする。

## IV 国有林野の活用に関する事項

### 1 国有林野の活用の推進方針

当計画区は、年間を通じて温暖な気候であり、海洋島独自の生態系を有しており、自然観察などの森林レクリエーション、森林環境教育の場として多くの人に利用されている。

これらの自然資源を活用した観光産業が、地域の産業・経済において重要な役割を果たしていることから、今後も森林生態系の保全を最優先に、自然とのふれあい、教育文化・保健休養等多種・多様な国有林野の活用に応じることとする。

また、農業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉向上に資するため、道路、水道施設、電気事業施設等公共、公益事業に対して適切に応えることとする。

特に、小笠原諸島における国有林野の活用にあたっては、「小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画」に基づき、森林生態系への影響等に配慮した適切な利用に努めることとする。

### 2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 建物、水路等一売払い等
- (2) ダム、公園、道路、電気事業施設等公共用、地域産業の振興一貸付、売払い等
- (3) レクリエーション利用一使用許可等

### 3 その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、当該地域の各町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地の活用に向け、物件・土地売払情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と、需要の掘り起こしに努めることとする。

## V 国民参加による森林の整備に関する事項

### 1 国民参加の森林に関する事項

当計画区では、公募によるボランティアや地元住民が外来種の駆除作業等の固有生態系修復作業を行っている。

また、NPO等と協定を締結し、協働・連携して森林生態系の修復作業を行うためのフィールドとして、「モデルプロジェクトの森」\*を設定している。今後とも国有林野をフィールドとした外来種の駆除活動等について支援し、小笠原諸島の固有の森林生態系の保全・修復に資することとする。

\*【モデルプロジェクトの森】

それぞれの地域や森林の特色を活かした効果的な森林管理の実施を目的とした森林の整備・保全活動を地域住民や関係者との合意形成を図りながら、森林管理署等と協働・連携して行うことを希望する団体と協定を締結し、活動フィールドを提供する制度です。

協定の種類	名称	面積 (ha)	位置 (林小班)
モデルプロジェクトの森	ハトの森	154.24	14 い～ほ、 ち <sub>1</sub> ～ち <sub>4</sub> 、 つ <sub>1</sub> ～つ <sub>4</sub> 、 イ、ロ、ホ 18 い～に、る、 わ、ハ <sub>1</sub> 、ハ <sub>2</sub> 、 ホ <sub>1</sub> 、ホ <sub>2</sub> 、ト
	村民の森	9.74	13 れ 14 そ 18 ぬ
	西島の固有森林生態系の修復と保全の森	43.42	11 か、ホ
	東島森林海鳥の地	26.06	14 ト、チ

### 2 分収林に関する事項

該当なし

### 3 その他必要な事項

#### (1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者等の多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、森林管理署等の主催による森林教室等の体験活動、情報提供や技術指導の取組を推進する。

また、その際、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努めることとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めることとする。

## **(2) 森林の整備・保全等への国民参加**

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールド提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。



## VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### 1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

#### (1) 林業技術の開発

特になし

#### (2) 林業技術の指導・普及

特になし

### 2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、そのために必要な国土の保全を図ることはもとより、国有林野内の未利用資源(森林景観を含む)の発掘及び情報提供、自治体等からの相談受け付け体制の充実、自治体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や国有林野の活用、森林空間の総合利用など国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。